

## 八街市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、八街市耐震改修促進計画に基づき、木造住宅の耐震改修を行う者に対し、八街市補助金等交付規則（昭和52年規則第4号）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において木造住宅の耐震改修に要する費用の一部を補助することにより、地震時における木造住宅の安全性を高め、災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 市内において平成12年5月31日以前に建築又は着工された一戸建て住宅又は併用住宅（居住の用に供する部分の床面積が、延べ床面積の2分の1以上のもの）であって、柱、梁等の主要構造部が木材の在来軸組構法又は枠組壁工法により造られ、地上の階数が2以下であるものをいう。
- (2) 耐震診断 「木造住宅の耐震診断と補強方法」（国土交通省住宅局建築指導課監修、財団法人日本建築防災協会発行）に基づき、耐震診断士が行う一般診断法又は精密診断法による耐震診断をいう。
- (3) 判定値 耐震診断により算出された上部構造の耐震性能に係る評点をいう。
- (4) 耐震改修工事 耐震性能の向上を目的として実施する補強工事を含む改修工事であって、当該改修工事後の判定値を1.0以上にするものをいう。
- (5) 設計・監理者 耐震改修の設計及び監理を行う建築士であって、都道府県若しくは財団法人日本建築防災協会が開催する木造の建築物の耐震診断に関する講習又はこれらと同等の耐震診断に関する講習を修了している者をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和42

年法律第81号)に基づき本市の住民基本台帳に記録され、木造住宅を所有し、かつ、居住している者であって、当該木造住宅の耐震診断の結果により耐震改修を行う者とする。

(対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号に掲げる費用とする。

- (1) 設計費 耐震改修に係る設計に要する費用
- (2) 工事費 耐震改修に係る工事に要する費用
- (3) 監理費 耐震改修工事に係る監理に要する費用

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、第4条に定める補助対象経費のうち、それぞれ次の各号に掲げる方法により算出した額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)の合計額とする。

- (1) 設計費の3分の2以内の額であって40,000円を限度とする額
- (2) 工事費の100分の23以内の額であって300,000円を限度とする額
- (3) 監理費の3分の2以内の額であって60,000円を限度とする額

2 補助金の額の算定に当たっては、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の19の2に規定する所得税額の控除の額を差し引いて算定するものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(次条において「申請者」という。)は、耐震改修に係る設計、工事及び工事監理に係る契約を締結する前に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 木造住宅の案内図及び登記事項証明書その他の当該木造住宅の所有者が確認できる書類
- (2) 住民票の写し。ただし、住民基本台帳を確認することに同意した場合は、省略することができる。
- (3) 木造住宅の建築確認通知書の写し又は当該木造住宅の建築年月日が確

認できる書面

- (4) 耐震診断の結果報告書の写し
- (5) 補助対象経費に係る見積書の写し
- (6) 設計・監理者の耐震診断に関する講習の修了証の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、当該申請者に通知するものとする。

(状況報告)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、耐震改修に係る設計が完了したときは、次の各号に掲げる書類を速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震改修工事の設計図書等の写し
- (2) その他市長が必要と認めるもの

(申請内容の変更)

第9条 交付決定者は、交付決定後に申請の内容を変更しようとするときは、当該変更の内容について、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定により変更を承認する場合は、その旨を通知するものとする。

(検査)

第10条 交付決定者は、耐震改修の主たる工事を実施した後、当該耐震工事の完了前に検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により検査を実施するときは、当該耐震改修工事の設計・監理者及び施工者の立会いを求めることができる。

3 市長は、当該検査の結果、工事の内容が設計と異なると認めるときは、交付決定者に工事の改善を指示することができる。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、耐震改修工事の完了の日から起算して30日以内又は補助金の交付決定日が属する年度の3月10日のいずれか早い期日までに、

次の各号に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 耐震改修工事を行った箇所ごとに、工事着手前、工事施工中並びに工事完了後の状況を撮影した写真及びその撮影場所を明記した図面
  - (2) 補助対象経費に係る契約書の写し及び領収書の写し
  - (3) 耐震改修工事監理報告書
  - (4) 耐震改修工事の竣工図等
  - (5) その他市長が必要と認めるもの
- (交付額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、当該交付決定者に通知するものとする。

(交付請求)

第13条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、市長に補助金を請求するものとする。

(交付方法)

第14条 補助金の交付は、交付決定者が指定する金融機関の口座への振込みにより行うものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、他の方法によることができる。

(決定の取消し等)

第15条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 木造住宅の耐震改修工事を取りやめたとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定又は補助金の交付を受けたとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金の全部又は一部を交付しているときは、期限を定めて返還させることができる。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月28日告示第134号）

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成26年3月25日告示第49号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。